

第3日（9月18日）

1 四之宮 慎一 議員（質問方式 一問一答）

答弁を求める者 市長

- 1 連続テレビ小説「ばけばけ」放送を契機とした文化振興、地域活性化及び観光誘致について
 - (1) 文化振興について

ドラマ放送を契機として、本市の文化資源をどのように再認識し、今後の文化振興に活かしていくのか伺う
 - (2) 市民参加・広報について

ア 市民や地域団体が協力して参加できる関連イベントや取り組みを、今後どのように展開していくのか伺う

イ 八雲とのつながりをどう情報発信していくのか伺う
 - (3) 観光・経済面について

ア 連続テレビ小説「ばけばけ」をきっかけとした交流人口・観光需要の拡大を、どのような視点で捉え、今後の観光戦略に反映していくのか伺う

イ 放送終了後も効果を持続させるために、観光事業者や地域事業者と連携し、特産品や関連商品の開発・販路拡大をどのように進めていくのか伺う
- 2 特性のある子どもの成長支援について
 - (1) 市の基本姿勢と体制について

ア 特性のある子どもへの支援について、市の基本姿勢を伺う

イ 庁内横断のプロジェクトチームを設置した目的と役割について伺う
 - (2) プロジェクトチームの検討状況について

ア これまでの検討で、どのような課題や論点が共有されているのか伺う

イ プロジェクトチームで現在検討・計画していることについて伺う
- 3 道路の維持管理の状況について
 - (1) 道路点検の効率化について

ア 道路点検AIシステムの概要について伺う

イ 令和6年度に試行したシステムの評価について伺う

ウ システム導入により期待される効果と今後の実施について伺う
 - (2) 橋梁点検の効率化について

ア 橋梁長寿命化修繕計画について伺う

イ 橋梁点検の実施状況について伺う

ウ 点検や修繕における新たな取り組みについて伺う
 - (3) 道路や橋梁の老朽化対策について

ア 老朽化対策の現状と課題について伺う

イ 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた市の考えについて伺う

2 原崎 洋一 議員（質問方式 一問一答）

答弁を求める者 市長

社会福祉に関する協議体のあり方について

市民参加・地域福祉を推進するためには、福祉関係法人、地域ボランティア、各自治会と行政との連携を強化し、共助・共創の地域づくりを図ることが重要と考えている。現在、高齢者分野においては、地域ささえあい協議体での話し合いを進めていると思うが、本市の現状を伺う。

(1) 地域ささえあい協議体について

ア 地域ささえあい協議体の運営のために生活支援コーディネーターを配置しているが、どのような活動をしているのか伺う

イ 地域ささえあい協議体にはどのような方が参加されているのか伺う

ウ 地域での互助活動を推進するための担い手をどのように発掘されているのか伺う

エ 地域ささえあい協議体での話し合いを進められたことにより、どのような成果が出ているか。具体例を伺う

(2) 社会福祉に関する協議体について

一般企業、ボランティア団体、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉機関を含めて定期的に福祉関係全体の情報交換・課題共有をできる組織がある方が宜しいと考えるが、市の見解を伺う

3 内田 修司 議員（質問方式 一問一答）

答弁を求めるもの 市長、病院事業管理者

1 焼津市立総合病院について

令和2年（2020年）に始まった新型コロナ禍では焼津市立総合病院でも、さまざまな対策を施し、併せて発熱外来を設けるなどの対応を行ってきた。その非常に大変な時期を経て、令和5年（2023年）新型コロナウイルス感染症が5類感染症となり、人々の生活が平常を取り戻す中、医療現場では前の状態に戻るところまでは行っておらず、市立総合病院も同様である。市立総合病院の経営状況の改善に向け、令和6年（2024年）3月に「焼津市立総合病院経営強化プラン」を策定し、その中で令和9年度までの計画を立てた。その初年度にあたる令和6年度の決算が出されたが、状況は非常に厳しいと言わざるを得ない。

一方、平成29年（2017年）に新病院の基本計画に着手し、基本設計を取りまとめた段階で新型コロナ感染拡大で一時中断となり、令和5年より基本設計の見直しを進めており、本年度基本設計の再度見直しを取りまとめる段階となっている。

これらの状況を踏まえ、以下を伺う。

市立総合病院の経営状況および新病院建設の検討状況について

ア 令和6年度の決算を受けて、市立総合病院の経営状況を伺う

イ 今後の病院経営改善に向けた方向性を伺う

ウ 新病院建設に向けた現在の検討状況と今後のスケジュールを伺う

2 マイナ保険証について

法令により、令和 6 年（2024 年）12 月 2 日以降、従来の保険証の新規発行を停止し、令和 7 年（2025 年）12 月 1 日を最終期日として各保険者の保険証は順次失効し、マイナ保険証を基本とした仕組みに移行することになった。この流れに対して、各種メディアで従来の保険証が発行されないということに対して、トラブルが発生するのではないかという取り上げられ方をされた報道があったことも事実である。

マイナンバーカードと健康保険証を一体とする流れは令和 2 年（2020 年）に方針が発表され、令和 3 年（2021 年）より任意登録制でのマイナ保険証の利用が開始されている。当初は医療機関での準備が遅れるなどの課題もあったが、医療機関への国からの補助もあり、順次改善されており、市内のほぼ全ての医療機関ではマイナ保険証での利用ができる状態と聞いている。

これらの状況を受けて、以下を伺う。

マイナ保険証の本市対応について

ア 本市では、国民健康保険の保険証の有効期限を 7 月末として、新規保険証の発行を停止し、8 月からはマイナ保険証を基本とする制度に移行したが、市は、この制度移行に対してどのような対応をとってきたか伺う

イ 制度移行に伴って、医療保険の仕組みの基本となったマイナ保険証のメリットについて伺う

4 深田 ゆり子 議員（質問方式 一問一答）

答弁を求めるもの 市長、病院事業管理者

1 物価高騰の中で生活は大変、水道料値上げでなく値下げの努力を

水道の目的は水道法によって、「清浄、豊富、低廉な水の供給」とされ、この実現のために国と自治体が責任を負うことが明記されている。全国的に水道料金の改定が実施・計画され、2022（令和 4）年度では 59 事業者が値上げ、4 事業者が値下げを実施している（国土交通省 2024（令和 6）年度全国水道主幹課長会議資料より）。6 月議会でも取り上げたが、本市は 2025（令和 7）年 3 月、焼津市水道ビジョン・経営戦略 2020（中間見直し）（2025 年度～2029 年度）を策定し令和 8 年度より 29.6% の水道料金の値上げを行う計画である。現在令和 7 年度焼津市水道事業審議会において、水道事業の運営や適切な水道料金の在り方が審議され、審議会スケジュールによると 11 月下旬の 4 回目には市の計画に対し答申書を検討し 5 回目の 12 月 19 日には答申するとしている。値上げの理由には①人口減少や節水型機器の普及による水需要の減少傾向、②料金収入の減少傾向、③施設の更新・耐震化の投資、資材やエネルギーなどのコストの高騰により赤字の見込み、④水道事業運営は、地方公営企業法に基づき独立採算制を原則、⑤事業継続のためには水道料金を値上げせざるを得ない、などがあげられるが、特に水道事業の独立採算制の基本認識に誤りがあるのではないかと考える。物価高騰が続く中、水道料金の値上げは市民の暮らしを圧迫するため、値上げをしない努力こそが求められているため、以下伺う。

- (1) 本来独立採算制は一部公費負担が前提、施設の設備費を利用者負担とせず国庫（県）補助金や一般会計支出金を

公営企業の独立採算制は、行政的経費と不採算的経費を独立採算の対象から除外し、一般会計等による公費負担（地方公営企業法17条の2「経費の原則」）としている。この運用方針が「繰出金基準」として総務省通知により示され、これに基づき一般会計等負担すべき費用は公営企業繰出金（基準内繰出）として、地方財政計画に計上され一定の財源措置がされている。そして基準外繰出も自治体の自主的な判断で必要に応じて幅広く行われている。

ア 全国的に一般会計等からの繰入金は、収益的収入の2.2%、資本的収入の15.0%を占めている（2023年度地方公営企業年鑑）が、本市の状況はどうか

イ 値上げをして内部留保資金を毎年10億円以上確保することは投資となる。費用と投資は分けて考えるべきで、投資財源は国庫（県）補助金や一般会計出資金などの繰入金もある。こうした手順と検討は適正にされたのか

- (2) 基本水量を見直し値下げを

ア 本市は2か月で1^mでも19^mの使用水量であっても基本水量1,496円（税込み）は同じで払わなければならない。節水機器の普及や単身世帯の増加により基本水量に満たない世帯が増えているのではないか。状況はどうか

イ 横須賀市では令和5年度から2か月の使用水量20^m以下の基本水量を廃止し、基本料金と使用した水量に応じた従量料金とした。本市も同様にすることはどうか

- (3) 大井川広域水道の受水費（大井川広水）を見直し値下げを

ア 大井川広水が3部制になるのは4年後の2029（令和11）年度である。来年度にも大井川広水の基本水量、使用水量を減らし4億円もの無駄遣いの削減を

イ 大井川地域に多くある自噴している地下水を水源井戸として拡充し、水道水として活用を

2 高齢者補聴器助成の拡充を

本市は加齢に伴い聴力機能が低下している高齢者に、「引きこもり防止や積極的な社会参加を促し、対象者本人の介護予防につなげていく」ことを目的に、令和3年3月31日に「焼津市高齢者保健福祉用具給付事業実施要綱」を規定し、高齢者への「補聴器助成」を開始した。当時は県内で2番目に早い開始だったが、現在では県内35市町中20市町が実施・試行し、対象者の年齢、所得、助成額、啓発、位置づけなど本市よりも充実している市町が多い。市民からも「対象が非課税のため利用できない」、「手続きが大変」「診断書を書いてくれる医療機関が少ない」などの声がある。以下制度の検証と拡充について伺う。

- (1) 令和4年度～令和6年度の実施状況と検証

ア 問い合わせ（電話、担当課での対面、本人または家族、課税または非課税）の方法と件数・割合はどうか

イ 申請書の提出件数、助成の決定件数、1人あたりの申請から助成決定までの期間の状況、補聴器の購入金額の状況はどうか

ウ 補聴器助成の周知、聴こえのチェックはどのようにおこなっているか。また聴こえの改善と生活の質の向上の検証はどうか

(2) 県内の実施状況から拡充（参考資料参照）

- ア 対象年齢について、本市は65歳以上を対象としているが、三島市、島田市、掛川市、袋井市は40歳以上としている。本市も対象年齢を引き下げるとはどうか
- イ 対象者の所得状況について、本市は住民税非課税を対象としているが、東伊豆町、長泉町、小山町、三島市、伊豆の国市、御殿場市、清水町、川根本町、熱海市、富士宮市、静岡市、袋井市、川根本町、牧之原市は住民税非課税を条件としていない。また、掛川市、磐田市は市民税所得額が46万円未満を対象としている。本市も住民税非課税を撤廃することとはどうか
- ウ 助成額について、本市は購入費の2分の1、片耳上限3万円、両耳上限6万円としているが、長泉町のように助成額を増額することとはどうか

3 マイナ保険証1本化で制度は複雑、従来の保険証を復活し選択できるように

政府はマイナンバーカードを保険証代わりに利用する「マイナ保険証」への一本化を強引に進め、昨年12月2日から従来の健康保険証の新規発行を停止した。しかしマイナ保険証の利用登録はあくまで任意であり義務ではない。マイナ保険証の利用率は11月で18.52%、12月で25.42%、今年6月では30.64%で伸びも鈍化しているといえる。全国保険医団体連合会の実態調査（2月中旬～4月）では約9割の医療機関がマイナ保険証のトラブルがあったと報告されている。そして7月末、国保加入者、75歳以上の後期高齢者の保険証更新に際し、マイナ保険証登録者には「資格情報のお知らせ」（A4版）を送付し、マイナ保険証未登録者には「資格確認書」が送付された。市民からは「名称がわかりにくい、変えた意味がわからない」。また資格確認書の名称は従来の滞納者等が10割負担となる「資格証明書と二字違いのためドキッとした」。マイナ保険証利用者からは「薬局ではマイナ保険証と従来のお薬手帳、資格情報のお知らせも提示しなければならず、効率がよくなるどころではない」など、度重なるルール変更で制度が複雑になり利用者はわかりにくくなった。混乱を避けるため、厚労省は後期高齢者全員に資格確認書の送付を決め、全国で送付された。また東京都世田谷区、渋谷区は混乱を避けるため国保加入者全員にも資格確認書を送付した。本市でも6月11日同僚議員4名で「国民健康保険の被保険者全員に資格確認書の交付を求める」ことを要望したが受け入れられなかった。「資格確認書に変更したい方は国保年金課に来ていただき、マイナンバーカードからマイナ保険証の登録解除を行い、資格確認書をお渡しする」ということである。この登録解除は全国では毎月1万人以上ありマイナ保険証利用への不安がわかる。以下更新状況と対策について伺う。

(1) 制度変更、マイナ保険証登録解除等の状況

国保年金課における制度変更の周知、相談件数と内容、登録解除件数を伺う。またマイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れへの対応はどうか

(2) 暫定的な取扱いの周知等

8月4日厚労省は暫定的な取扱いの1つとして国保加入者と同様、後期高齢者も2026年3月末まで期限切れの保険証でも保険診療を受けられるよう、全国に周知を呼び掛けた。焼津市立総合病院における周知状況と受付の状況はどうか

(3) 従来の保険証を復活し選択できるように

医療現場や市民の混乱を避けるため、政府はその場しのぎの対応を繰り返し、その

結果わかりにくい制度になってしまった。従来の保険証を廃止しなければこのような問題は生じない。従来の保険証を復活し、選択できるようにすることを国へ求められたい

4 デジタルクーポンを利用できない市民へ物価高騰支援を

本市は焼津市デジタルクーポン祭「みんなの生活応援クーポン」を7月25日から8月3日まで実施した。対象は焼津市公式LINEに友達登録した市民で、予算は1億円。財源は国から割り当てられた「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金4,839万9千円を全額活用し、不足分5,160万1千円は市の財政調整基金を取り崩した。予算の内訳はコールセンターに1,150万円、事業者へ8,850万円支払うとのことであった。以下、利用状況と新たな物価高騰支援について伺う。

(1) 利用状況

利用状況はどうだったか、またコールセンター、事業者への支出の実際はどうだったか

(2) 市のライン登録者の状況

焼津市公式LINEに友達登録した7月、9月の人数はどうか

(3) 携帯電話を使えない方への物価高騰支援

市民から「1回でも買い物の時に助かるわ」という声があった一方、「スマートフォンの携帯電話を使えない市民はライン登録もできず、デジタルクーポンを利用することができない」という声もあった。そこでスマートフォン等携帯電話を使えない市民への物価高騰支援として商品券等の発行はどうか

5 岡田 光正 議員（質問方式 一問一答）

答弁を求めるもの 市長、教育長

1 認知症施策推進計画について

焼津市は、令和6年1月に施行された「認知症基本法」に基づき国が示した「新しい認知症観」を柱として令和9年度から令和11年度を対象とした「第11期ほほえみプラン21」と一体的に、認知症施策推進計画（仮称：オレンジプラン）を策定中であるとお聞きしています。

この「新しい認知症観」とは、認知症になっても何もできなくなる」のではなく、一人ひとりが「できること・やりたいこと」を持ち、住み慣れた地域で仲間とつながりながら、希望を持って「自分らしく暮らし続けられる」という考え方であると定義されています。

この理念に基づき、以下の点について市の見解を伺います。

(1) 計画策定の基本方針について

ア 市はこの新しい認知症観を普及させ、地域に根ざした施策を推進するため、どのような方針で計画を策定しているのか

イ 計画の策定体制はどのようになっているのか。庁内の関係部署や外部の専門家、市民との連携など、具体的な体制についてお示しください

(2) 策定スケジュールについて

市民アンケート（認知症観に関する意識調査）などを実施していると認識していますが、その後のスケジュールについてはどのように進んでいるのか、今後の策定プロセスや市民参加の機会についても併せて伺います

(3) 条例化の必要性について

認知症施策を制度的に担保するためには、理念や市の責務を明文化する条例の制定が必要ではないかと考えますが、市としての見解をお聞かせください

2 小学校の統廃合の必要性和今後の教育環境の在り方について

焼津市の教育環境は、地域の未来を担う子どもたちの健やかな成長を支える不可欠な基盤であり、地域コミュニティの持続的な活力を育む核でもあります。

近年、少子化の進行により市内の小学校において児童数の減少が顕著となっており、特に焼津南小学校および焼津東小学校においては、今後課題が出てくると思われます。

令和7年度の児童数は、焼津南小学校が225人、焼津東小学校が237人と、いずれも文部科学省が示す「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引」において、今後の教育環境のあり方の検討が必要な学校規模に該当します。少人数教育の利点がある一方で、児童間の多様な交流機会の減少が心配されます。また、焼津市では令和6年度より通学区域の見直しが進められており、南部土地区画整理事業に伴う人口動態の変化も予測される中、今後の児童数の推移は統廃合の判断に大きく影響を与えるものと考えます。

市の方針と課題

現時点において当面は単学級の維持は可能と考えられますが、児童数の減少傾向が続けば、令和10年代前半には統廃合の本格的な検討が必要となる可能性があります。

このような状況下において、教育環境の質の維持、地域コミュニティとの連携、施設の複合化など、多角的な視点からの政策判断が求められます。

そこで以下の点について、市の見解を伺います。

ア 焼津南小・焼津東小の児童数減少に対する教育委員会の中長期的な対応方針は何か
イ 統廃合の可能性について、令和10年代前半を見据えた検討スケジュールは存在するか

ウ 統廃合に対する地域住民の理解と協力を得るため、説明責任を果たす具体的な広報・対話の取り組みは何か

エ 地域交流センター等との複合施設化など、教育施設の再編に関する構想は検討されているか

3 外国人への生活保護支給の見直しについて

近年、外国人住民の増加に伴い、生活保護制度の運用に関する課題が全国的に顕在化しています。生活保護法は本来「国民」を対象とする制度であり、外国人への支給は法的義務ではなく、行政措置として準用されているに過ぎません。焼津市においても、制度の持続可能性と公平性の観点から、改めて制度の在り方を検討すべき時期に来ていると考えます。

(1) 法的根拠と制度運用の整合性について

本市における外国人への生活保護支給は、どのような法的根拠および行政判断に基づいて運用されているのか。国の通知等に依拠した制度運用の妥当性について、市の見解を伺います

(2) 財政負担と受給状況の推移について

ア 他自治体では、外国人受給者数および扶助費が年々増加しており、財政への影響が懸念されています。本市における過去5年間の外国人生活保護受給世帯数と扶助費の推移はどうか

イ 今後の財政見通しに与える影響について、市はどのように分析・評価しているか

(3) 制度の持続可能性と公平性について

ア 外国人が年金の脱退一時金を受け取った後に再入国し、生活保護を受給する事例が報告されています。本市において、再入国後に生活保護を申請・受給した外国人の事例はあるか

イ 制度の悪用を防ぐためのチェック体制はどのように構築されているか

(4) 誓約書制度の導入可能性について

ア 生活保護申請時に、外国人受給者に対し「反社会的活動を行わない」旨の誓約書の提出を求める制度の導入を検討すべきではないか。市の見解を伺います

イ 生活保護制度は、真に困窮する者を支える最後のセーフティネットであり、その信頼性と公平性を守るためには、制度の適正な運用が不可欠です。外国人住民に対しても必要な支援は行うべきですが、制度の濫用や不透明な運用は市民の理解を得られません。持続可能で公正な制度設計に向けた議論を、今こそ始めるべきと考えますが、市の所見を伺います

6 石田 江利子 議員（質問方式 一問一答）

答弁を求めるもの 市長

1 焼津市全体の経営状況について

(1) 第6次総合計画に基づく令和6年度の施策の振り返りについて

焼津市第6次総合計画に基づき、令和6年度に実施された各施策の進捗状況および達成率を振り返ることは、今後の市政運営において極めて重要であると考えます。市民の皆様の期待に応えるためにも、計画の実効性と透明性を確保することが不可欠です。

令和6年度は、第6次総合計画の中間年にあたり、各施策の着実な実行が求められる重要な年でもありました。防災・減災対策の強化や子育て支援などによる市民生活の質の向上、地域経済の活性化など、幅広い分野において施策が展開されましたが、これらの取り組みが計画に沿ってどのように進められたのかを検証することは、今年度作業を行っている第7次総合計画の政策形成においても大きな意味を持ちます。

そこで、第6次総合計画に基づく令和6年度の施策の振り返りとして、以下の点について質問いたします。

ア 令和6年度の総合計画における施策について、進捗状況や目標達成率を伺います

イ 総合計画を着実に実現するため、部局を横断して設置したプロジェクトチームに

ついて伺います。

(ア) 現在のプロジェクトチームの数について

(イ) プロジェクトチームの進捗管理方法や改善策の議論について

(ウ) これまでプロジェクトチームにより検討し、事業化されたものについて

(エ) 今年度新たに立ち上げたプロジェクトチームについて

ウ 令和6年度の幅広い分野の施策の情報発信の取組及び成果について伺います

エ 今後の施策の方向性について伺います

(2) 令和6年度決算を踏まえた健全財政の維持について

人口減少や少子高齢化の進行により、今後、焼津市の財政運営はこれまで以上に厳しい局面を迎えることが予想されます。歳入面では、働き手世代の減少に伴う市税収入の伸び悩みが懸念される一方で、歳出面では、物価高騰や、医療・介護などの社会保障費の増加が避けられず、財政の硬直化が進む可能性があります。このような状況を踏まえ、市民の安心・安全な暮らしを守りながら、限られた財源を最大限に活用し、将来にわたって安定した行政運営を実現するためには、今まさに、長期的な視点に立った財政運営が求められています。以下について伺います。

ア 市長就任当時の市債残高、基金残高の状況や令和6年度の経営収支比率、財政健全化4指標を踏まえ、健全な財政を維持していくための今後の財政運営の考え方について

イ 厳しい財政状況が続く中、令和8年度の予算編成に向けた現時点での考え方について

2 職員が安心して働き続けることができる職場環境を目指して

心身の健康上の問題を抱える職員や障害のある職員への支援や配慮について

行政サービスの向上及びその継続性や質を確保するためには、職員が健康で、やりがいをもって働くことができる環境をつくることが不可欠です。そこで、職員が安心して働き続けることができる環境づくりを進めてもらうために、以下について伺います。

ア 職員の健康状況を把握するための具体的な取組、及び心身の健康上の問題を抱える職員に対する支援体制等について

イ 病気やメンタル不調による休職者の状況及び休職者の復職に向けての支援体制等について

ウ 職員の職場環境を考えるうえで、よりきめ細やかな配慮が求められる、障害のある職員の任用状況及び雇用率について

エ 障害のある職員が、安心して働き続けられるようにするための配慮や支援体制等について